

最低工賃の改正決定に関する公示

広島労働局最低工賃公示第1号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、広島県和服裁縫業最低工賃（平成14年広島労働局最低工賃公示第1号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第1項の規定により公示する。

令和7年7月28日

広島労働局長 小沼 宏治

広島県和服裁縫業最低工賃

- 1 適用する家内労働者 広島県の区域内で和服裁縫業に係る業務（手縫いによる業務に限る。）に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の左欄に掲げる品目に応じ、1枚（名古屋帯及び袋帯にあっては1本）につき、右欄に掲げる金額。ただし、生地は絹（表生地が絹90%以上のものをいう。）とし、工程は裁ち合わせ、地直し、縫製及び押しの全ての工程とする。

品 目	金 額
振袖	25,000円
留袖	28,000円
羽織	12,000円
訪問着	23,000円
付け下げ	16,000円
長着	14,000円
長じゅばん	9,000円
喪服	17,000円
道行コート・道中着	16,500円
名古屋帯	4,300円

袋帯	4,200円
----	--------

4 効力発生の日 令和7年8月27日